

# 令和4年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課(施行日:令和4年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A	ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白 髄炎 (ポリオ)	1期 初回	生後3月から生後90 月に至るまでの間に ある者	生後3月に達した時 ～生後12月に達する までの期間	沈降精製百日せきジフテ リア破傷風不活化ポリオ 混合ワクチン(DPT-IPV), 沈降精製百日せきジフテ リア破傷風混合ワクチン (DPT), 沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド(DT) (DTトキシ ノイドを使用する場合は1期 初回は2回接種)	3回	20日以上	20日～56日	<p>○生後3月以降にできるだけ早期に接種を開始する。 ○皮下深く接種することで局所反応を軽減する。</p> <p>&lt;不活化ポリオワクチン&gt; ○対象者の確認について ・原則として、平成24年9月1日より前の接種歴に応じた接種回数とすることから、予防接種台帳による確認や保護者からの聞き取り等を十分行い、接種歴の把握に努めること。 ○対象者の特例について ・平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを1回接種した者については、平成24年9月1日以降は、不活化ポリオの初回接種を1回受けたものとみなす。 ・平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、定期接種として受けることはできない。</p> <p>&lt;接種間隔緩和に伴う経過措置について&gt; ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種について、平成26年4月1日より前に、「間隔を超えたための任意接種」を実施したことについても、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができる。ただし、過去の任意接種を定期接種として取り扱うわけではなく、新規則施行後に予防接種を実施する場合の考え方についての規定である。</p>
		1期 追加	生後3月から生後90 月に至るまでの間に ある者	—	0.5ml	1回	初回接種終 了後6月以 上	初回接種終 了後12月～ 18月	
		2期	11歳以上13歳未満の 者	11歳に達した時～12 歳に達するまでの期 間	沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド(DT)	1回	—	—	
疾	麻疹 及び 風しん	1期	生後12月から生後24 月に至るまでの間に ある者	—	乾燥弱毒生麻疹風しん 混合ワクチン(MR) 乾燥弱毒生麻疹ワクチン 乾燥弱毒生風しんワクチン	1回	—	—	皮下 注射
		2期	5歳以上7歳未満の者で あって、小学校就学の始 期に達する日の1年前 の日から当該始期に達 する日の前日までの間 にあるもの(小学校就学 前の1年間にある者)	—		1回	—	—	
		5期	昭和37年4月2日から昭 和54年4月1日の間に生 まれた男性(風しんに係 る抗体検査を受けた結 果、十分な量の風しん の抗体があることが判明 し、当該予防接種を行う 必要がないと認められる 者を除く。)	—		1回	—	—	
病	日本脳炎	1期 初回	生後6月から生後90 月に至るまでの間に ある者	3歳に達した時～4 歳に達するまでの期 間	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	2回	6日以上	6日～28日	皮下 注射
		1期 追加	生後6月から生後90 月に至るまでの間に ある者	4歳に達した時～5歳に 達するまでの期間	毎回 0.5ml(3歳以上) 0.25ml(3歳未満)	1回	初回接種終 了後6月以 上	初回接種終 了後おおむ ね1年	
		2期	9歳以上13歳未満の 者	9歳に達した時～10 歳に達するまでの期 間	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン 0.5ml	1回	—	—	

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A	結核	生後1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時～生後8月に達するまでの期間	BCGワクチン 所定のスポイトで滴下	1回	—	—	経皮接種	○接種部位は上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はクロイド発生率が高いので避けなければならない。 ○管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗った後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行う。 ○接種数は、二箇所とし管針の円跡は相互に接する。
	H i b 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	—	乾燥ヘモフィルスb型 ワクチン  0.5ml	初回3回 (生後12月までに完了)	初回:27(医師が認める場合は20)日以上	27(医師が認める場合は20)日～56日	皮下注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月までの間にある者 ○上記対象者に対する方法を標準的な接種方法とすること。 ○ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後12月までの間に行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1回行うこと。
					追加1回	追加:初回接種終了後7月以上	初回接種終了後7月～13月		
					初回2回 (生後12月までに完了)	初回:27(医師が認める場合は20)日以上	27(医師が認める場合は20)日～56日		○初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月までの間にある者 ○ただし、初回2回目の接種は、生後12月までの間に行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1回行うこと。
					追加1回	追加:初回接種終了後7月以上	初回接種終了後7月～13月		○初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月までの間にある者 ○ただし、初回2回目の接種は、生後12月までの間に行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1回行うこと。
					1回	—	—		○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月までの間にある者
					△				<接種間隔緩和に伴う経過措置について> Hib感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前に、「間隔を超えたための任意接種」を実施したことについても、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができる。ただし、過去の任意接種を定期接種として取り扱うわけではなく、新規規則施行後に予防接種を実施する場合の考え方についての規定である。
疾 病	小児の肺炎球菌 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	<初回接種> 初回接種開始時に生後2月～7月に至るまでの間  <追加接種> 初回接種開始時に生後2～7月に至るまでの間にある者は生後12月～15月	沈降13価肺炎球菌結合 型ワクチン  0.5ml	初回3回 (生後24月までに完了)	初回:27日 以上	—	皮下注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月までの間にある者 ○上記対象者に対する方法を標準的な接種方法とすること。 ○ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後24月までの間に行うこととし、それを越えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。また、初回2回目の接種は生後12月までの間に行うこととし、それを越えた場合は、初回3回目の接種は行わないこと(追加接種は実施可能)。
					追加1回	追加:初回終了後60日以上の間隔かつ生後12月以降	—		
					初回2回 (生後24月までに完了)	初回:27日 以上	—		
					追加1回	追加:初回終了後60日以上の間隔かつ生後12月以降	—		
					2回	60日以上	—		
					1回	—	—	○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月までの間にある者	
								○初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月までの間にある者	

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A 類	ヒトパピローマ ウイルス感染症	12歳となる日の属する 年度の初日から16 歳となる日の属する 年度の末日までの間 にある女子	13歳となる日の属する 年度の初日から当 該年度の末日までの 間	組換え沈降2価ヒトパピ ローマウイルス様粒子 ワクチン  0.5ml	3回	2回目:1回目 の接種から1 月以上 3回目:1回目 の接種から5 月以上、かつ 2回目の接種 から2月半以 上	1月の間隔を おいて2回 行った後、1 回目の接種か ら6月の間隔 をおいて1回	筋肉 注射	○ただし、標準的な接種方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を おいて2回行った後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月 半以上の間隔をおいて1回行うこと。(実施規則に基づく接種方法)
				組換え沈降4価ヒトパピ ローマウイルス様粒子 ワクチン  0.5ml	3回	2回目:1回目 の接種から1 月以上 3回目:2回目 の接種から3 月以上	2月の間隔を おいて2回 行った後、1 回目の接種か ら6月の間隔 をおいて1回		○ただし、標準的な接種方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を おいて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。 (実施規則に基づく接種方法)
				/					<p>&lt;接種間隔緩和に伴う経過措置について&gt; ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前 に、「間隔を超えたための任意接種」を実施したことについても、医師の判断 と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとして みなすことができる。ただし、過去の任意接種を定期接種として取り扱うわけ でなく、新規施行後に予防接種を実施する場合の考え方についての規定である。</p> <p>&lt;キャッチアップ接種について&gt; 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中、平成9年4月2日 から平成18年4月1日までの間に生まれた女子を対象としてキャッチアップ接種 を実施する。 また、期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代(平成18年4月2日から 平成19年4月1日までの間に生まれた女子及び平成19年4月2日から平成20年4月1 日までの間に生まれた女子)についても、順次対象とする。 なお、過去に1回又は2回の接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた 者についても、接種間隔にかかわらず対象者とする。その際、接種を初回 からやり直すことなく、残りの回数の接種(2,3回目又は3回目)を行うこ</p>
疾	水痘	生後12月から生後36 月に至るまでの間に ある者	<初回接種> 生後12月から生後15 月に至るまでの期間	乾燥弱毒生水痘ワクチン  0.5ml	2回	3月以上	6月から12 月	皮下 注射	<p>&lt;平成26年10月1日より前の接種の取り扱い&gt; 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて2回接種し た者は、定期接種として受けることはできない。 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に1回接種した者は、定期接種を1回 受けたものとみなすこと。 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上接種し た者は、定期接種を1回受けたものとみなし、生後12月以降の初めての接種か ら3月以上の間隔をおいて1回接種を行うこと。 ○一度溶解したワクチンはウイルス力価減少を避けるため直ちに使用する。</p>
病	B型肝炎	平成28年4月1日以 後に生まれた、生後1 歳に至るまでの間に ある者	生後2月に至った時 から生後9月に至る までの期間	組換え沈降B型肝炎 ワクチン  0.25ml	3回	2回目:1回目 の接種から 27日以上 3回目:1回目 の接種から 139日以上	-	皮下 注射	<p>&lt;対象者から除外される者&gt; HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したお それのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者 から除く。 &lt;平成28年10月1日より前の接種の取り扱い&gt; 平成28年10月1日より前の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射 に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種のB型肝炎の注射と 当該注射を受けた者については、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者 とみなして、以降の接種を行うこと。</p>

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A 類 疾 病	ロタウイルス	令和2年8月1日以後に生まれた、生後6週0日後から24週0日後までの間にある者	<初回接種> 生後2月に至った日から出生14週6日後までの間	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン(ロタリックス®)  1.5ml	2回	27日以上	—	経口投与	○出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。出生15週0日後以降に初回接種を行う場合は、上記について十分に説明を行い、同意が得られた場合に接種する。 ○原則として同一ワクチンを接種する。ただし1回又は2回投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、いずれか一方の接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合にはこの限りではない。 ○接種後吐き出した場合でも追加接種はしない。 <対象者から除外される者> ・腸重積症の既往歴のあることが明らかな者。 ・先天性消化管障害を有する者(その治療が完了した者を除く)。 ・重症複合免疫不全症の所見が認められる者。 <令和2年10月1日より前の接種の取扱い> 令和2年10月1日より前の経口投与であって、定期接種の経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの経口投与に相当するものについては、当該経口投与をロタウイルス感染症の定期接種と、また当該経口投与を受けた者については、定期接種のロタウイルス感染症の経口投与を受けた者とみなして、以降の経口投与を行う。
		令和2年8月1日以後に生まれた、生後6週0日後から32週0日後までの間にある者		5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン(ロタテック®)  2.0ml	3回	27日以上	—	経口投与	
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	—	インフルエンザHAワクチン  0.5ml	1回	—	—	皮下注射	○B類疾病の予防接種を受ける法律上の義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。
	高齢者の肺炎球菌感染症	①65歳の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	—	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン  0.5ml	1回	—	—	筋肉又は皮下注射	○B類疾病の予防接種を受ける法律上の義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。 <予防接種の特例> 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間、①の対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。 <対象者から除外される者> これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、定期接種として受けることはできないこと。

(注)本計画は、予防接種法第5条、同施行規則第1条の2に基づくものである。